

令和5年6月19日

各市町村介護保険担当課長 殿

鹿児島県くらし保健福祉部
高齢者生き生き推進課介護保険室長

災害時における介護保険制度の運用について（通知）

介護サービス事業所における定員超過の場合の介護報酬の取扱い、避難所でのサービス提供及び介護保険料の減免など、災害時の介護保険制度の運用に当たっては、要介護高齢者等の避難や介護サービスの円滑な提供がなされるよう、下記の取扱いに従い適切な対応をお願いします。

また、台風の接近や大雨等による災害の発生が予測される際には、避難計画に基づき迅速かつ適切な対応がなされるよう、貴管内の関係事業所にも周知してくださるよう併せてお願いします。

記

1 介護報酬の取扱い

(1) 介護保険施設等における定員超過について

介護保険施設、短期入所生活介護、短期入所療養介護、認知症対応型共同生活介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、特定施設入居者生活介護については、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成12年厚生省通知）」において、災害等やむを得ない理由による定員超過利用（※注）が認められています。

【指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について】

（平成12年3月8日老企第40号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）

災害等やむを得ない理由による定員超過利用については、当該定員超過利用が開始した月（災害等が生じた月が月末であって、定員超過利用が翌月まで継続することがやむを得ないと認められる場合は、翌月も含む。）の翌月から所定単位数の減算を行うことはせず、やむを得ない理由がないにもかかわらずその翌月まで定員超過した状態が継続している場合に、災害等が生じた月の翌々月から所定単位数の減算を行うものとする。

※注

自宅が全壊して戻る家がない場合等も、「やむを得ない理由」に該当し、その状態が解消されるまでは、定員超過利用があっても減算の対象とはなりません。

なお、「その状態が解消されるまで」とは、在宅での介護が受けられる環境が整備される時までをいい、定員超過利用期間が、数ヶ月に及んだ場合であっても減算の対象とはなりません。

① 既入所者へのサービスの提供に支障が生じないよう留意するとともに、

② 他施設に空床が出た場合は、他施設に入所させる等定員超過解消に努めていただきますようお願いいたします。

また、「やむを得ない理由」の判断に当たっては、利用者の個々の状況（被害状況、心身の状況、家族状況等）等により判断してください。

（２）通所介護及び通所リハビリテーションにおける定員超過の場合の減算について

避難生活を送る要介護高齢者等の生活を支援するため、災害で被災した高齢者の受入れにより、利用定員を超えて受け入れている通所介護及び通所リハビリテーションの各事業所については、減算の対象となりません。

（３）避難所での訪問介護等の介護サービスの提供について

ア 在宅時と同様に、避難所での訪問介護等のサービス提供は可能です。

すなわち、在宅時のサービスと同程度のサービスが提供される場合は、報酬算定ができる場合があります。

イ グループホーム入居者が避難所で生活する場合、避難所において当該グループホーム職員による入居時と同程度のサービスが提供される場合は、避難所でのサービス提供も報酬算定ができる場合があります。

（４）台風襲来時等の自主避難に係る定員超過の場合の取扱いについて

ア 市町村において、地域住民に対しての災害対策の一環として、要介護者等について、事前避難が必要と判断した場合の該当者の受入れに伴う定員超過は、減算の対象となりません。

従って、事前に市町村への協議等もなく施設において受入れ、定員超過となった場合は、減算の対象となる場合がありますので、留意してください。

なお、事前避難を必要とする判断に当たっては、

- ・ 利用者が独居である場合のほか、
- ・ 居宅介護支援事業所等から利用者個々の状況（心身の状況、地理的状況等）を聞き取り、判断してください。

また、土日の対応等、上記取扱いにより難しい場合は、市町村の判断において、事後の報告により対応することは差し支えありません。

イ 避難予定施設が満床である場合、避難予定施設周辺の施設に空床があるときは、定員超過として受け入れるのではなく、空床施設への避難もできないか検討のうえ、対応してください。

2 介護保険料の災害減免等について

災害が発生した場合，市町村の介護保険条例において，介護保険料に係る災害減免あるいは徴収の猶予の規定を設けている場合には，災害の状況や他の制度との均衡等も踏まえながら制度の適用の検討をお願いします。

また，利用者の1割（または2割・3割）負担の減免についても，積極的な検討をお願いします。

3 避難者の受入について

市町村が定める避難支援体制計画等により，介護保険施設等において一般の避難者を受け入れる場合も，できる限り入所者等の処遇に支障が生ずることがないように留意してください。

問い合わせ先
先んずく暮らし保健福祉部
県民生活推進課
介護保険室
高齢者指導係 枝元
電話：(099)286-2687